

# あきらめないで！悩まないで！ 家計・お金に係る特別相談会

11月24日(火)から12月19日(土)の期間、  
県内各地で開催します

相談  
無料

弁護士・司法書士・ファイナンシャルプランナーなどが、  
多重債務や住宅ローン、教育費等お金のやりくりでお悩みの方の相談について、  
各相談者の状況に応じた債務整理の方法や生活再建のためのアドバイスを無料で行います。

こんな方に

- 債務整理でお悩みの方
- 借金返済のために借金をしている方
- 家計管理等で、生活を見直したい方 など



## ■「債務整理」とは・・・

方法は主に、特定調停・任意整理・民事再生・自己破産の4つがあります。  
いずれの方法を選択するかは、相談者自身が法律家と相談して決めましょう！

## ■「生活再建支援」とは・・・

家計(債務)の状況やその原因を整理し、家計管理などを含む生活の立て直し等についてアドバイスします。  
現在の収入や生活の変化に合わせ、一緒に考えて行きましょう！

- 債務整理などでお悩みの方、この機会に是非ご相談ください。
- 相談は**無料・予約申込み制**です。日程は裏面をご覧ください。
- 裏面の各実施場所の予約申込み先へお電話ください。

【主催】 神奈川県、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、  
日本司法支援センター神奈川地方事務所（法テラス神奈川）

【協力】 各開催市（横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、伊勢原市、  
南足柄市、寒川町）、法テラス小田原、(福)神奈川県社会福祉協議会  
ハローワーク厚木  
生活クラブ生活協同組合（県委託事業実施団体）



## 日程等

	日時	開催地	会場（所在地）	定員	相談員	予約申し込み先（電話）
1	11/24(火) 13:00～16:00	横浜市	横浜市役所3階 市民相談室 (横浜市中区本町6-50-10)	6	弁護士	市民局広聴相談課市民相談室 (045-671-2306)
2	11/26(木) 13:00～16:30	相模原市	相模原市北消費生活センター (相模原市緑区橋本6-2-1 シティプラザはしもとイオン橋本店6階)	4	弁護士	相模原市消費生活総合センター (042-776-2511)
3	11/27(金) 13:00～16:00	小田原市	法テラス小田原 (小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5階)	4	弁護士・生活支援相談員(※1・2)	かながわ中央消費生活センター (045-312-1121 内線 2651)
4	12/1(火) 13:00～16:00	横浜市	横浜市役所3階 市民相談室 (横浜市中区本町6-50-10)	6	弁護士	市民局広聴相談課市民相談室 (045-671-2306)
5	12/3(木) 13:00～16:30	相模原市	相模原市北消費生活センター (相模原市緑区橋本6-2-1 シティプラザはしもとイオン橋本店6階)	4	弁護士	相模原市消費生活総合センター (042-776-2511)
6	12/3(木) 10:00～16:00	伊勢原市	伊勢原市役所1階 市民相談室 (伊勢原市田中348)	5	弁護士・生活支援相談員(※1)	人権・広聴相談課 広聴相談係 (直通 0463-94-4717)
7	12/3(木) 13:00～16:00	厚木市	ハローワーク厚木 2階会議室 (厚木市寿町3-7-10)	4	認定司法書士・生活支援相談員(※1・2)	かながわ中央消費生活センター (045-312-1121 内線 2651)
8	12/4(金) 13:00～16:00	川崎市	川崎市消費者行政センター (川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階)	4	弁護士・生活支援相談員(※1)	川崎市消費者行政センター (044-200-2263)
9	12/4(金) 13:00～17:00	寒川町	寒川町役場 本庁舎2階 町民相談室(*受付)、小会議室 (高座郡寒川町宮山165)	4	弁護士・生活支援相談員(※1・2)	町民窓口課 町民相談担当 (0467-74-1111 内線 254)
10	12/8(火) 13:00～16:00	平塚市	平塚市役所 本館 市民相談室 (平塚市浅間町9-1) *受付は5階市民情報・相談課	4	弁護士	市民情報・相談課 (0463-21-8764)
11	12/8(火) 14:00～16:00	鎌倉市	鎌倉市役所 本庁舎4階 401会議室 (鎌倉市御成町18-10)	3	弁護士	市民相談課 消費生活担当 (0467-23-3000 内線 2358)
12	12/19(土) 13:30～16:30	南足柄市	南足柄市女性センター (南足柄市関本591-1 ヴェルミ3 3階)	4	弁護士・生活支援相談員(※1)	秘書広報課市民相談室 (0465-73-8004)

※1：生活クラブ生活協同組合、※2：社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

- 11/24(火)及び12/1(火)の横浜市役所の会場では、法律相談のみ25分以内で、生活再建支援相談の実施はありません。
- 11/26(木)及び12/3(木)の相模原市北消費生活センターの会場では、法律相談のみ40分以内で、生活再建支援相談の実施はありません。
- 12/3(木)の伊勢原市役所の会場では、昼休みの時間があります。
- 12/8(火)の平塚市役所及び鎌倉市役所の会場では、法律相談のみで、生活再建支援相談の実施はありません。
- ◆ 法律相談、生活再建支援相談の時間は、それぞれ30分以内です。
- ◆ 来場の際の持ち物
  - ① 本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など)
  - ② 債務の状況がわかるもの(契約書、領収書など)
  - ③ 収入状況、財産状況がわかるもの(源泉徴収票、給与明細書など)

※ 相談会当日は、マスク着用等の感染症予防対策をお願いいたします。

【お問合せ先】 かながわ中央消費生活センター TEL **045-312-1121** (内線2651)

「家計・お金に係る特別相談会」は、この期間だけですが、多重債務で困った時は、消費生活センターやお住まいの市町村に相談窓口がありますので、いつでもお問い合わせください。